

# 国民保護に関する埼玉県計画

平成18年1月  
埼玉県

# 目 次

第1編 総 則 .....	1
第1章 計画策定の目的 .....	1
第2章 計画策定の背景・経緯 .....	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 .....	2
第4章 埼玉県概況 .....	3
第1節 地理的特性 .....	3
第2節 社会的特性 .....	3
第5章 国民保護の実施体制 .....	5
第1節 国・県・市町村等の責務 .....	5
第2節 関係機関との連携 .....	8
第3節 他の都道府県との連携 .....	8
第4節 公共的団体との協力体制 .....	9
第5節 県民の協力 .....	9
第6節 武力攻撃等の態様と留意点 .....	9
第2編 平時における準備編 .....	13
第1章 情報伝達体制の構築 .....	13
第2章 迅速な初動体制の確保 .....	13
第1節 県の体制整備 .....	13
第2節 市町村の体制整備 .....	14
第3節 指定地方公共機関の体制整備 .....	14
第3章 総合防災センター（仮称）整備の検討 .....	15
第4章 警報、緊急通報の発令・伝達 .....	15
第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割 .....	15
第2節 警報の住民への周知 .....	15
第3節 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割 .....	16
第5章 避難の指示 .....	16
第1節 避難の指示の伝達 .....	16
第2節 モデル避難実施要領の作成 .....	16
第3節 避難人数の把握 .....	21
第4節 避難の指示の周知 .....	21
第5節 避難交通手段の決定 .....	22

第6節	避難路の選定	23
第7節	運送順序の決定	24
第8節	避難施設の指定と施設管理者との連絡体制	24
第9節	避難住民等に対する住宅供給対策	25
第10節	避難住民集合場所の指定	26
第11節	交通規制の準備	26
第12節	道路啓開の準備	27
第6章	緊急物資の備蓄等	27
第1節	緊急物資の備蓄	27
第2節	装備品の整備	28
第3節	県が管理する施設及び設備の整備等	28
第7章	緊急物資運送計画の策定	28
第1節	運送車両の確保	28
第2節	運送路の決定基準	28
第3節	応援物資の受入れ体制の整備	29
第4節	応援物資の発送体制の整備	30
第8章	医療体制の整備	31
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針	31
第2節	初期医療体制の整備	31
第3節	後方医療体制の整備	33
第4節	傷病者搬送体制の整備	34
第5節	保健衛生体制の整備	35
第9章	生活関連等施設の管理体制の充実	36
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	36
第2節	核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備	37
第10章	文化財保護対策の準備	38
第11章	研修の実施	38
第12章	訓練の実施等	39
第1節	県・市町村の訓練	39
第2節	民間における訓練等	40
第13章	県民との協力関係の構築	41
第1節	消防団の充実・活性化の促進	41
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	41
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	42
第4節	県民の意識啓発等	42

第3編 武力攻撃事態等対処編	43
第1章 実施体制の確保	43
第1節 全庁的な体制の整備	43
第2節 県国民保護対策本部の組織等	44
第3節 関係機関との連携体制の確保	49
第4節 県国民保護対策本部等の廃止	51
第5節 県民との連携	51
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	52
第1節 特殊標章等の交付	52
第2節 赤十字標章等の交付	53
第3節 安全確保のための情報提供	55
第3章 住民の避難措置	55
第1節 警報の通知・伝達	55
第2節 緊急通報の発令	57
第3節 避難の指示	57
第4節 避難住民の運送手段の確保	60
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	61
第6節 避難路の交通対策の実施	61
第7節 避難誘導の実施	62
第8節 避難の指示の解除	63
第4章 避難住民等の救援措置	63
第1節 救援の協力要請等	63
第2節 救援の実施	63
第3節 他の都道府県との相互協力	72
第5章 武力攻撃災害への対処措置	73
第1節 対処体制の確保	73
第2節 応急措置等の実施	74
第3節 保健衛生対策の実施	79
第4節 動物保護対策の実施	79
第5節 廃棄物対策の実施	79
第6節 文化財保護対策の実施	80
第6章 情報の収集・提供	80
第1節 被災情報の収集・提供	80
第2節 安否情報の収集・提供	81
第3節 各措置機関における安否情報の収集	82

第4編 県民生活の安定編	83
第1章 物価安定のための措置	83
第2章 避難住民等の生活安定措置	84
第3章 生活基盤等の確保のための措置	84
第1節 事業者等が実施する措置	84
第2節 公的施設の適切な管理	85
第4章 応急復旧措置の実施	86
第1節 県及び市町村	86
第2節 指定地方公共機関	87
第5編 財政上の措置編	88
第1章 損失補償等	88
第1節 損失補償	88
第2節 損失補てん	88
第2章 損害補償	88
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	89
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	89
第5章 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	89
第6編 緊急対処事態対処編	90
第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置	90
【参考】	
用語集	91

# 第1編 総則

# 第1編 総則

## 第1章 計画策定の目的

最近の危機は自然災害に限られたものではなく、本県は首都東京に隣接していることから、武力攻撃や大規模テロ等が発生する危険性は高いと考えられる。

武力攻撃事態等が発生した場合、県は、県民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。県民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、県民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、県民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、県民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、県はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。計画の変更にあたっては県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

## 第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

### 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

- 国民保護措置実施体制の確立及び連携  
県、市町村、指定地方公共機関等における対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と連携方法の確立を図る。
- 準備体制の充実  
武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。
- 情報の伝達と共有化の確保  
警報の発令・伝達など、国から住民までの正確かつ迅速な情報の伝達体制・共有化のための方法の確立を図る。
- 災害時要援護者の保護  
高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の積極的な避難救援対策を実施する。
- 県民の自助・共助  
武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの県民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。
- 基本的人権の尊重  
国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。
- 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障  
指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、県及び市町村から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。  
また、県及び市町村は、都道府県が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。  
また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。
- 国民の権利利益の迅速な救済  
国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は



訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、国民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また県及び市町村は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

県は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

## 第4章 埼玉県の概況

### 第1節 地理的特性

本県は、内陸県であるため、他県に避難する場合には、隣接する多くの都県との調整が必要とされるとともに、一方で東京を始め多くの都県から本県に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。

また、県西部には関東山地、東側には関東平野が広がっている。

平野部のうち、県南・県央・県西・県東部に人口が集中しており、こうした地域と県北部では、避難の規模が大きく異なることとなる。

また、秩父地域は山間部であるため、集落が孤立しがちなことや、避難路が限定されるといった課題がある。

### 第2節 社会的特性

本県の昼夜間人口比率は、平成12年国勢調査によると86.1%となり、全国で最も低い。

また、本県からの他都県への通勤・通学者数は1,184,953人で、そのうち東京都への通勤・通学者は1,065,257人(89.9%)で、全国一である。昼間は東京に多くの県民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした県民に関する情報を迅速に収集し提供していくといったことが重要となる。

また、交通機関に関しては、本県は、南北方向に向う鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道、東京地下鉄、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、首都圏新都市鉄道が担っている。

また、バス輸送に関しては、県内には20の乗合バス事業者（平成17年4月1日現在）があり、1,197系統（平成15年度末）のバス網が構成されている。

人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、特に都内に向う鉄道路線を中心に、

通勤・通学時の混雑は、著しいものがある。このため、テロ等により列車やターミナル駅が爆破等された場合には、甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。

また、道路については、南北方向に「関越自動車道」「東北縦貫自動車道」「常磐自動車道」及び首都高速道路の「高速埼玉大宮線」がそれぞれ供用し、「新大宮上尾道路」「東埼玉道路」の整備が順次進められている。一方、東西方向には、都心から15キロ圏に「東京外かく環状道路」が他県に先駆け供用しているほか、40～50キロ圏には「首都圏中央連絡自動車道」が一部供用し、その延伸事業も進められているなど、県土の骨格を形成する自動車専用道路網が着々と形成されつつある。

さらに、南北方向には、一般国道の4号、122号、17号、254号、299号が、東西方向には、一般国道の463号、16号、125号及び本県と山梨県とを結ぶ「西関東連絡道路」として140号がある。

県内の自動車交通量は、人口の増加に加え、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加した。そのため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられる。都市部においては、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。

また、県内には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地（朝霞市・和光市・新座市・東京都練馬区）及び大宮駐屯地（さいたま市）の2施設、航空自衛隊の入間基地（入間市・狭山市）及び熊谷基地（熊谷市）の2施設などがある。そして、キャンプ朝霞（和光市）、所沢通信施設（所沢市）、大和田通信所（新座市・東京都清瀬市）の3か所の米軍基地がある。

こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられ、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。

また、本県には原子力発電所は所在しないものの、国民保護法が定める生活関連等施設（ダム、浄水施設など国民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物施設）が多数所在している。

ダムは、建設中も含め、荒川水系に13、利根川水系に4、多摩川水系1の18か所ある。また、浄水施設は県営のものが5か所ある。

消防法上の危険物質を取扱う施設は約18,000か所、毒劇物取扱施設数は約3,500か所あり、いずれも県内全域に所在している。（平成16年度末）

こうした施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。

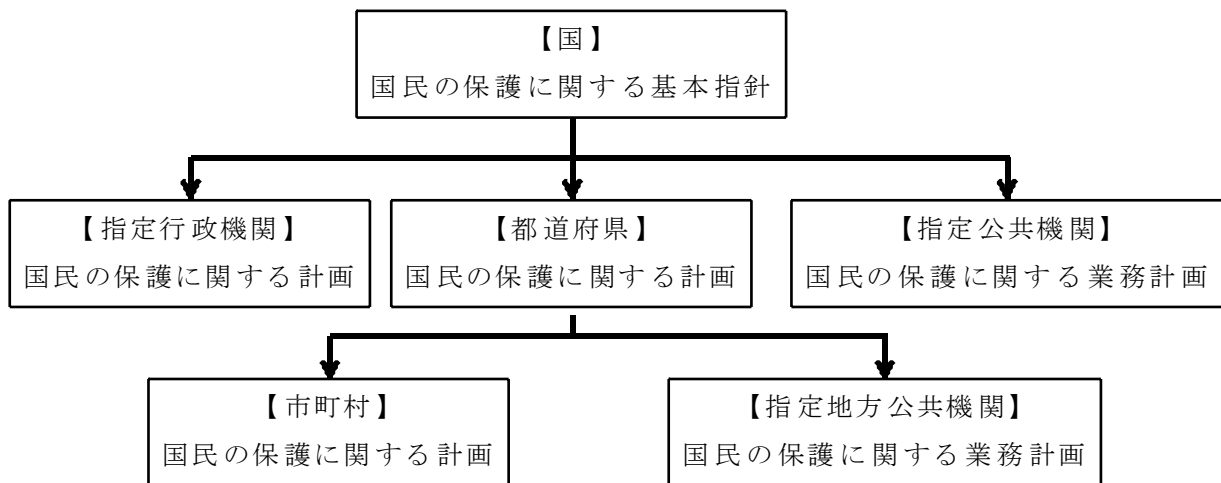
## 第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、指定行政機関及び都道府県は国民の保護に関する計画を、指定公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成することとされている。

さらに、都道府県の国民の保護に関する計画に基づいて、市町村は国民の保護に関する計画を、指定地方公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成する。なお、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。



### 第1節 国・県・市町村等の責務

県は、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、国・県・市町村等の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

#### 1 国の責務

##### (1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

##### (2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示

- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(3) 指定行政機関

指定行政機関の長は、基本指針に基づき、その所掌事務に関し国民保護計画を作成し、国民の保護に関する措置を実施することとされている。

指定行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等は別添資料のとおりである。

【関連資料】

資料1-1-③ 指定行政機関の担当部所、連絡方法

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等は別添資料のとおりである

【関連資料】

資料1-1-④ 指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

### 3 市町村の責務

#### (1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 当該地方公共団体の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市町村長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

#### (2) 市町村が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

### 4 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

#### (1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

#### (2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者  
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者  
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者  
医療の実施
- ④ ライフライン事業者  
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者  
通信の確保

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関の名称等

指定公共機関、指定地方公共機関の名称及び業務内容は、別添資料のとおりである。

#### 【関連資料】

- 資料 1 - 1 - ⑤ 指定公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等
- 資料 1 - 1 - ⑥ 指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等

## 第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、県はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとし、市町村、指定地方公共機関も同様の体制の整備に努めることとする。

また、県は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

また、県は、市町村間で応援協定等を締結する際に必要な支援をするなどして、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図るものとする。

### 【関連資料】

- 資料1-1-① 市町村の担当部所、連絡方法
- 資料1-1-② 消防機関の担当部所、連絡方法
- 資料1-1-③ 指定行政機関の担当部所、連絡方法
- 資料1-1-④ 指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置等
- 資料1-1-⑤ 指定公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等
- 資料1-1-⑥ 指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置等

## 第3節 他の都道府県との連携

### 1 応援体制の構築

武力攻撃事態等発生時には、県域を越えるような広域的な避難や救援が想定される。

特に、本県は首都東京に隣接しており、毎日約100万人を越える県民が通勤通学をしている。東京が攻撃を受けた場合には、大規模な避難住民が生じることが考えられ、こうした対応は一つの県ではなく、東京都を中心とした八都県市などで共同で対処すべき課題である。

また、都県域を越えた住民の避難を行う必要があるとき、関係の知事は避難住民の受入について、あらかじめ協議しなければならないほか、県域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合には、知事は他の都道府県知事に対して応援を求めるとされている。

さらに、他の都道府県の住民が本県に避難してきた場合には、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、知事は避難住民を受け入れ、必要な応援を実施するほか、応援を求められた知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

こうした事態に備え、あらかじめ近隣都県をはじめとする全国都道府県と相互に、県域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくものとする。なお、避難経路、衛生研究所等の情報共有に関して平素から体制の整備に努めることとする。

## 2 職員の派遣

東京都に職員を常時派遣し、首都圏各都県における国民保護措置に関する情報の共有化を図るとともに、武力攻撃事態等の発生時にはこうした近隣都県の情報をいち早く本県に報告するなど、迅速な初動対応を実施するものとする。

## 第4節 公共的団体との協力体制

県や市町村が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。県及び市町村は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図るものとする。

## 第5節 県民の協力

武力攻撃等が発生した場合、県や市町村等は、警報の伝達や避難措置の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、県民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、県及び市町村は、県民相互の協力組織やボランティア等を支援していくものとする。

一方、県民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、県民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、県、市町村、関係機関が県民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮していくものとする。

## 第6節 武力攻撃等の態様と留意点

### 1 武力攻撃事態の特徴と留意点

#### (1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

##### ① 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、本県においても、さいたま新都心における国のブロック機関をはじめ、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が

使用される場合も考えられる。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市町村長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

(2) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

(3) 航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(4) 着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施す



べき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

## ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

## 2 緊急対処事態

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊等

##### イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害  
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

#### ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

##### イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

### (2) 攻撃手段による分類

#### ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃。

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第 2 編 平時における  
準 備 編

## 第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、県民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。

また、避難住民等の救援のための物資については、NBC攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。

このため、県は、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、県民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備しておくものとする。

### 第1章 情報伝達体制の構築

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会と連携する等非常通信体制の整備を進め、国、市町村等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。

また、市町村は、防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

### 第2章 迅速な初動体制の確保

#### 第1節 県の体制整備

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

このため、県は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備するものとする。

##### 1 「埼玉県危機管理指針」に基づく体制整備

###### (1) 幹部職員の緊急時体制の整備

武力攻撃事態等発生時に、知事を補佐し迅速かつ適切な初動対応を行うため、県幹部職員が県庁舎近隣に居住するものとする。

###### (2) 休日・夜間の宿日直体制の充実

24時間体制の充実を図るため、危機管理防災部職員が宿日直を行う。

## 2 職員配備計画の作成

県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「県国民保護対策本部等」という。）の部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、知事に報告するものとする。

なお、配備計画には、県幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておくものとする。

## 3 職員の指定と伝達手段の整備

県国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員動員計画を作成する際は、県庁舎、現地対策本部となる庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努めるものとする。

なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。

## 4 交代要員等の確保

県は、県国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) 交代要員の確保、その他職員の配備
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

## 第2節 市町村の体制整備

市町村は夜間・休日等における警報の発令、避難の指示の住民への伝達等に対処するため、県の体制に準じて迅速な初動体制を確保するものとする。

## 第3節 指定地方公共機関の体制整備

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等発生時において迅速な初動体制を確保するため、各国民保護措置の実施体制、実施方法について、各機関が定める国民保護業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

### 第3章 総合防災センター（仮称）整備の検討

武力攻撃事態等において、基本方針の決定や国民保護措置に関する指示等を行うため、中枢施設として機能する「埼玉県総合防災センター（仮称）」の整備について検討する。

## 第4章 警報、緊急通報の発令・伝達

### 第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割

武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長は基本指針及び対処基本方針の定めるところにより警報を発令する。

警報は、総務大臣を経由して知事に通知され、知事は直ちに市町村長、指定地方公共機関等の関係機関に通知し、市町村長は直ちに住民に対して警報を伝達する。

また、放送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関も警報を放送することとされている。

警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な文章をもって行われる。

国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等適切で効果的な通信手段を活用するものとしている。こうした国の動向を踏まえながら、県及び市町村は確実な情報伝達体制を整備していく必要がある。

また、警報の住民への伝達に際しては、原則としてサイレンを使用して注意が喚起されるため、県及び市町村は、こうした体制についても整備を進めていくものとする。

### 第2節 警報の住民への周知

#### 1 放送事業者

放送事業者である指定地方公共機関は、警報の放送方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を、それぞれ国民保護業務計画に定めておくものとする。

#### 2 市町村

(1) 市町村は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。

(2) 市町村は、市町村防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。

### 第3節 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令する。

市町村長は、緊急通報の発令に際しては、緊急通報が発令されたことを広く知らせるため、警報の発令に準じて、サイレン等を使用して注意喚起を図るものとする。

知事は、市町村、指定地方公共機関等関係機関に対し、警報の通知に準じて、緊急通報の内容の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

このため、県及び市町村は、警報の場合に準じて、緊急通報の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

## 第5章 避難の指示

### 第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。

知事は、避難経路、交通手段等を明示して市町村長を通じ住民に避難を指示する。

市町村長は、直ちに避難実施要領を定め、職員（消防を含む）を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、県及び市町村は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

### 第2節 モデル避難実施要領の作成

#### 1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市町村長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知しておくものとする。

なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

また、実際に避難実施要領を定めるときには、消防や警察署など関係機関の意見を聴取する必要があると思われることから、市町村はあらかじめ、迅速に関係機関から意見を聴取する方法について、定めておくものとする。

## 【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の交通手段及び避難の経路
- (2) 市町村防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、市町村職員、消防職団員の配置、担当業務、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 住民が避難の際に携行する物品等
- (5) 住民に対する注意事項
- (6) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設やダム、発電所、浄水施設など国民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、市町村は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成するものとする。

## 2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

### (1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。

- ① 市町村は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会、町内会等又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

### (2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。

#### ① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合

##### ア 屋外にいる場合

- (ア) 直ちに堅牢な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (イ) 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。
- (ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

##### イ 屋内にいる場合

- (ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。
- (イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。
- (ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してう



ずくまる。

ウ 乗り物の中にいた場合

(ア) 車の中にいた場合

- ・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。
- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

(イ) 電車内にいた場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- ・ 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
- ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合

ア 核兵器の場合

(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。
- ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

(ウ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
- ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。

(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。

イ 生物兵器の場合

(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

ウ 化学兵器の場合

(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。

(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。

(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市町村は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。

このため、市町村は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

## <武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について>

類 型 項 目	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul>
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。</li> </ul>
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。</li> </ul>			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>			
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。</li> <li>・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。</li> <li>・ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>	

### 第3節 避難人数の把握

#### 1 市町村地域ごとの人口の把握

知事が避難経路、交通手段等を示して、市町村長を通じ住民に的確に避難を指示するためには、避難住民の人数を迅速に把握することが大切である。

そのため、県はあらかじめ、町（丁）字別の人口等を把握しておくものとする。

また、大規模集客施設の利用状況等についても県及び市町村は把握に努めるものとする。

#### 2 災害時要援護者の把握

##### (1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

県は、市町村と協力し、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努めるものとする。

##### (2) 在宅の災害時要援護者について

市町村は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。

##### (3) 外国人の人数等について

市町村は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努めるものとする。

### 第4節 避難の指示の周知

#### 1 住民への周知方法、周知内容

##### (1) 住民への周知方法

###### ① 放送事業者

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の放送方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を、それぞれ国民保護業務計画に定めておくものとする。

###### ② 市町村

ア 市町村は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。

イ 市町村は、あらかじめ市町村防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておくものとする。

##### (2) 災害時要援護者への周知方法

###### ① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市町村は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておくものとする。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努めるものとする。

###### ② 在宅の災害時要援護者への周知方法

市町村は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。

のとする。

③ 外国人への周知方法

市町村は、外国語による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。

(3) 周知内容

県及び市町村は、主に以下の事項を、避難住民へ周知するものとする。

- ① 避難の指示の理由
- ② 住民避難が必要な地域
- ③ 住民の避難先となる地域
- ④ 避難場所
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

(4) 情報通信機器の活用

県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進めていくものとする。

## 第5節 避難交通手段の決定

### 1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。

なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。

市町村は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知しておかなければならない。

### 2 交通手段の確保方法

#### (1) 鉄道

県は、各鉄道事業者の輸送能力、連絡先を把握しておくものとする。

鉄道事業者である指定地方公共機関は、車両、職員の編成、運行方法等、避難住民の運送体制を、それぞれの国民保護業務計画に定めておくものとする。

#### (2) バス

県は各バス事業者の輸送能力、連絡先について把握しておくものとする。

また、県は、バス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、バス運送の拠点となる場所を選定しておくものとする。

バス事業者である指定地方公共機関は、車両、職員の配置等、避難住民の運送体制をそれぞれの国民保護業務計画に定めておくものとする。

#### (3) タクシー事業者

県及び市町村は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、協定を締結したタクシー事業者に対し、配車や人

- 員配置などあらかじめ運送体制の整備に努めるよう要請するものとする。
- (4) 県及び市町村が保有する車両  
県及び市町村は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておくものとする。  
なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用するものとする。
- (5) 災害時要援護者への配慮  
鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

## 第6節 避難路の選定

### 1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、県及び市町村は、避難候補路（以下「候補路」という。）を定めておくものとする。

#### (1) 県

県は県域、市町村域を越える避難に対応するため、広域的見地から以下の基準により候補路を選定する。

##### 【県の候補路の決定基準】

- ① 高速自動車国道、国道及びこれらを連絡する道路
- ② 県道
- ③ 上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
  - ア 第2編第5章第5節に規定するバス運送の拠点
  - イ 県防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
  - ウ 県臨時ヘリポート
  - エ 着岸施設（河川）

#### (2) 市町村

市町村は、次の基準により候補路を選定する。

##### 【市町村の候補路の決定基準】

- ① 県が指定した候補路に接続する主要な市町村道
- ② 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
  - ア 第2編第5章第8節に規定する避難施設
  - イ 市町村防災活動拠点
  - ウ 市町村臨時ヘリポート
- ③ 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

## 2 関係機関との調整等

### (1) 事前調整

県及び市町村は、候補路の選定に当たっては、県は県警察本部と、市町村は当該市町村を管轄する警察署と調整するものとする。

### (2) 県

県は、候補路を決定した時には、市町村、自衛隊、県警察、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

### (3) 市町村

市町村は候補路を定めようとする時には県に協議するものとする。

候補路を決定した場合には、県、県警察、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

## 第7節 運送順序の決定

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

## 第8節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制

### 1 避難施設の指定等

県は、市町村の協力を得て、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定するものとする。(さいたま市は除く。)

また、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知するものとする。

#### 【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加える時には、管轄する市町村を経由して県に届け出なければならないこととされてる。

### 【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

#### 2 避難施設の管理者との連絡体制

県は、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知するものとする。

#### 3 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従い、市町村の協力を得て避難施設の情報を整理することとし、全国的に情報を共有するため、避難施設の情報を国に報告するものとする。

また、避難施設の変更があった場合も、定期的に国に報告するものとする。

#### 【関連資料】資料2-1 避難施設の数、面積、収容人員

#### 4 避難施設の運営マニュアルの整備

県は、市町村と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、あわせて住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努めるものとする。

#### 5 避難施設の周知

県は避難施設を指定したときには、市町村と協力しながら以下の方法等により住民に周知徹底しておくものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

## 第9節 避難住民等に対する住宅供給対策

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため県及び市町村は、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、その際には、高齢者や障害者等災害時要援護者対策について、配慮していくものとする。

#### 1 避難住民等住宅供給計画の策定

県は、公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与及び応急仮設住宅等の整備に関し、以下の事項について定めておくとともに、市町村に対して指導、援助を行うものとする。

- (1) 公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等の入居基準
- (2) 災害時要援護者に対する配慮
- (3) 応急仮設住宅等の着工時期
- (4) 応急仮設住宅等の管理



応急仮設住宅の維持管理は、原則として県が市町村に委託するものとする。

## 2 応急仮設住宅等の整備

県及び市町村は、応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整備しておくこととする。

### (1) 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。

#### 【選定する基準】

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として県有地、市町村有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。

### (2) 資機材の調達・人員の確保等

県及び市町村は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努めるものとする。

## 第10節 避難住民集合場所の指定

### 1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、町会や自治会単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐためにも有効である。

こうしたことから、市町村は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定することとする。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市町村が指定する場所

### 2 避難住民集合場所の周知

市町村は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

## 第11節 交通規制の準備

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、所要の準備をしておくものとする。

## 第 1 2 節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

県及び市町村が管理する道路については、知事及び市町村長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進めておくものとする。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、県及び市町村は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備えておくものとする。

# 第 6 章 緊急物資の備蓄等

## 第 1 節 緊急物資の備蓄

### 1 備蓄する緊急物資の種類・数量

県及び市町村は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、県民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄にあたっては、県、市町村、県民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努めていくものとする。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、埼玉県地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図ることとする。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、県としては、国の対応を踏まえ、国と連携しつつ対応するものとする。

【関連資料】資料 3 - 1 物資及び医薬品の備蓄状況

### 2 備蓄品の調達と管理

備蓄品の管理は、備蓄品を調達したものが行うものとし、危機管理防災部が全体を掌握しておくものとする。

また、管理場所は以下のとおりとする。

- (1) 防災基地
- (2) 防災拠点校
- (3) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002）

- (4) 県営公園（飲料水）
- (5) 県立病院

## 第2節 装備品の整備

県及び市町村は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努めていくものとする。

## 第3節 県が管理する施設及び設備の整備等

### 1 施設及び設備の整備等

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくものとする。

また県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

### 2 復旧のための各種資料の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努めるものとする。

# 第7章 緊急物資運送計画の策定

## 第1節 運送車両の確保

### 1 県

武力攻撃災害発生時において、県及び市町村が保有する車両を効率的に利用できるよう連絡体制を構築しておくものとする。

### 2 指定公共機関、指定地方公共機関

運送事業者である指定地方公共機関は、武力攻撃災害時において緊急物資の運送を実施するため、職員の配備、運送車両の調達等について、それぞれの国民保護業務計画に定めておくものとする。

## 第2節 運送路の決定基準

### 1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、県及び市町村は、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送
- (4) 自衛隊と協議の上行う入間基地を利用した運送

## 2 運送道路の交通規制と道路啓開

緊急物資運送道路の交通規制及び道路啓開の準備は、第2編第5章第11節及び第12節と同様に行う。

## 第3節 応援物資の受入れ体制の整備

### 1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

他の地方自治体、国民、企業等から本県への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとする。

物資集積地は原則として以下の施設とする。

- 防災基地
- 防災拠点校
- 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、県及び市町村は応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を、事前に提供するように努めるものとする。

このため、県は市町村と協力し、こうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定しておくものとする。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- 道の駅
- 主要な国道の隣接地

### 2 情報提供体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備しておくよう努めるものとする。

### 3 仕分け、配送体制の整備

県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。

## 第4節 応援物資の発送体制の整備

本県が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本県から応援物資を発送する

ときには、県は市町村の協力を得て、以下のとおり実施するものとする。

1 物資集積地の決定

原則として前記第3節に定める物資集積地に県、市町村、民間企業、県民からの応援物資を集積するものとする。

2 仕分け、発送体制の整備

県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。

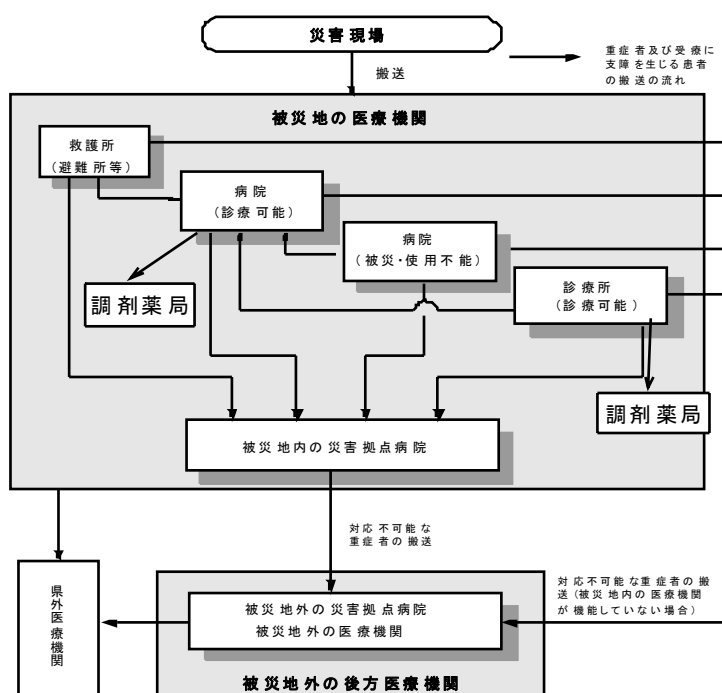
## 第8章 医療体制の整備

### 第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行っていくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮するものとする。

#### 【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



### 第2節 初期医療体制の整備

#### 1 救急救助体制の整備

武力攻撃災害発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期することとする。

#### ○ 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について整備しておくものとする。

#### ○ 救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

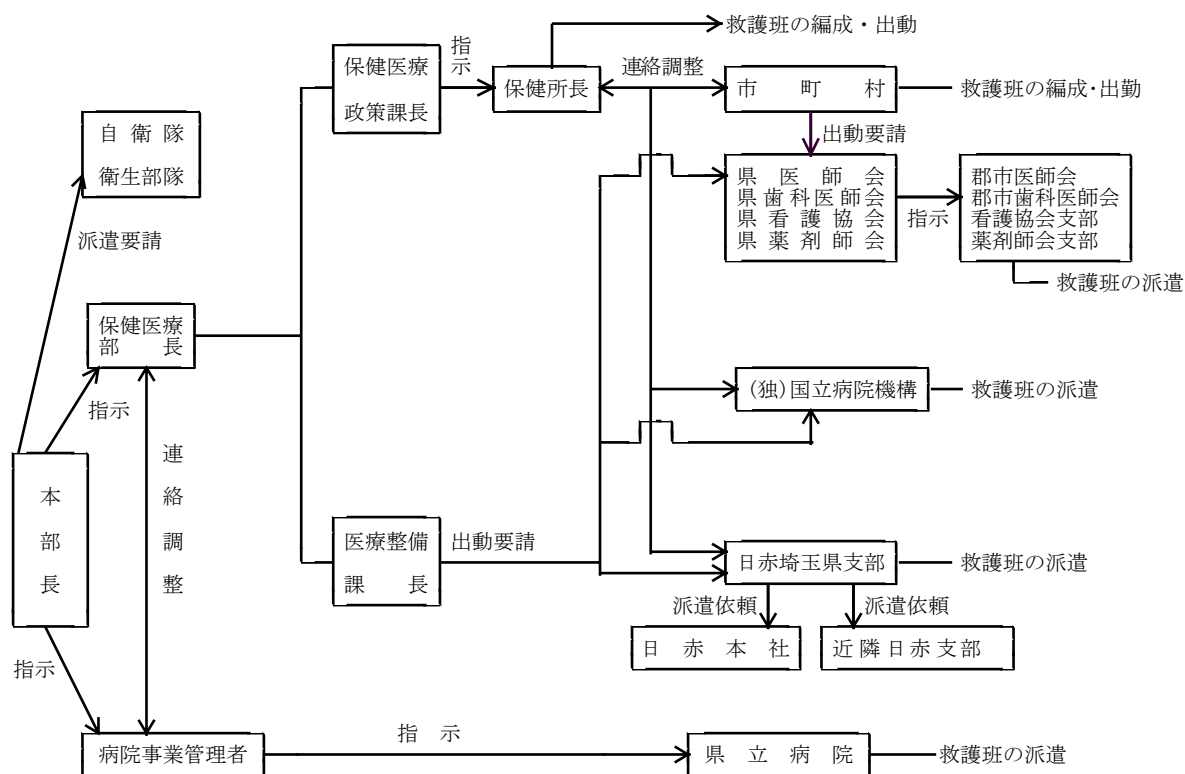
- 応急手当用品の確保  
多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。
- トリアージ訓練の実施  
多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送、または医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させていく。
- 住民に対する応急手当普及啓発の推進  
武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。

## 2 各機関の初期医療体制

### (1) 初期医療活動を行う組織と役割

武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。

#### 【初期医療活動を行う組織と役割】



- ① 連絡窓口等の把握  
各機関は、あらかじめ連絡窓口を定め、相互に把握しておくとともに、要請等の手続について決定しておくものとする。
- ② 救護班の編成・出動手順の策定  
救護班を編成し派遣等する機関は、あらかじめ県、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、

事前に以下の項目について定めておくものとする。

ア 救護班の編成方法

イ 救護班の出動手順

ウ 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

(2) 医療救護所設置及び運営について

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

① 救護所の設置場所

② 救護所の運営方法

③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

(3) 日本赤十字社埼玉県支部との協力体制の構築

被災者を救護するため、直ちに医療救護班を現地に派遣する体制を整備している日本赤十字社は、武力攻撃災害発生時においても重要な役割を担っている。

このため、県は、救援及び応援の実施に関し必要な業務を日本赤十字社に委託するため、武力攻撃事態等における医療救護班の業務内容等に関して、委託契約を締結しておくものとする。

### 3 N B C 災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用した N B C 攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、以下の事項に留意の上、各機関は体制の整備を進めることとする。

(1) N B C 災害対処資機材の整備、知識の習得

武力攻撃の中でも特に N B C 兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、各機関は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。

このため N B C 災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質（サリン等）の効果、効用等について知識の習得に努める。

(2) 自衛隊、県警察、国の専門研究機関等との連携体制の整備

各機関は、N B C 災害等に関し、自衛隊や県警察、国の専門研究機関との連携に努め、武力攻撃災害発生時における資機材の応援や専門職員の派遣について事前に協議するなど、連携体制の整備に努める。

なお、各機関の対応能力を超えると判断される場合には、県は自衛隊に派遣を要請する。このため、連絡先と派遣の要請手順について把握しておくものとする。

## 第3節 後方医療体制の整備

医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者や、高度な治療が必要な患者を受け入れる後方医療体制について整備する。

1 災害拠点病院の機能強化等について

県は、地域防災計画に規定する災害拠点病院を、武力攻撃災害発生時における後方医療体制の中核的な医療機関とし活用することとする。

また、県は、N B C 災害に的確に対処していくため、災害拠点病院における



必要な人材や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくものとする。

また、県は、生物剤による攻撃の場合の医療活動を迅速に実施するため、感染症指定医療機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めることとする。

#### 【関連資料】

資料 3 - 2 県内の災害拠点病院、救急救命センター、感染症指定医療機関  
一覧

### 2 近隣都県等の医療機関との把握、連携

県は、近隣都県等の医療機関の所在や連絡窓口、診療科目等を把握するとともに、連携体制の整備に努めるものとする。

### 3 広域応援協定の締結、相互支援体制の整備

#### (1) 県

多数の傷病者が発生した時には、医療スタッフや医薬品等に不足が生じ、県内にある医療資源だけでは対応できないといった場合がある。

このため、県は大量の医療救護の需要にも対応できるようにするため、他の都道府県との間に、あらかじめ応援協定等を締結し、その担当部所、応援要請の手続等について定めておくとともに、応援の受入れ体制及び他の都道府県から応援要請を受けた場合の応援体制について定めておくものとする。

また、生物剤の使用による都道府県の区域を越える武力攻撃災害に迅速に対応するため、保健所、衛生研究所等の機関は、都道府県の区域を越えた連携体制を構築しておくよう努めるものとする。

#### (2) 県医師会の相互支援体制の整備

県医師会は、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施できるよう、近隣都県等との支援体制を整備するよう努めるものとする。

#### (3) 県看護協会の相互応援体制の整備

県看護協会は、看護師等の派遣を相互に実施できるよう、近隣都県等との支援体制を整備するよう努めるものとする。

## 第4節 傷病者搬送体制の整備

### 1 「広域災害・救急医療情報システム」の活用

迅速かつ的確な負傷者の搬送を行うには、収容先医療機関の被害状況、病床の状況等に関する情報があらかじめ把握できなければならない。

また、武力攻撃災害の規模や発生場所を考慮すると、隣接都県の医療機関に搬送する場合も考えられる。

このため、各都道府県に導入されている「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、空床数、医療機関情報等を収集し、効率的な傷病者搬送体制を確立していくものとする。

### 2 搬送先順位、経路の決定

各消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬

送先順位を決定しておくものとする。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討しておくものとする。

### 3 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、各消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制を構築しておくものとする。

### 4 広域搬送体制の整備

#### (1) ヘリコプター搬送可能病院の把握

県は、県内及び近隣都県におけるヘリコプターによる搬送が可能な医療機関の連絡窓口、所在、診療科目等を把握しておくものとする。

#### (2) ヘリコプター搬送体制の整備

県は、県防災ヘリコプターによる重症患者の搬送体制について整備し、また他都県・県警察・自衛隊・海上保安庁が有するヘリコプターの応援要請や、民間ヘリコプターに対する協力要請の手順、方法について定めておくものとする。

## 第5節 保健衛生体制の整備

### 1 健康相談体制の整備

県及び市町村は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備しておくものとする。

また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社等と連携し、整備しておくものとする。

### 2 防疫活動体制の整備

県及び市町村は、武力攻撃災害が発生した季節及び災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定めておくものとする。

### 3 食品の衛生監視

県は、食品に起因する被害の発生を防止するため、人員の動員方法、検査に必要な資機材の確保・調達方法などの食品衛生監視・検査体制について整備しておくものとする。

### 4 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備しておくものとする。

## 5 埋・火葬対策

埋・火葬対策については、県が市町村と協力して実施する。

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため県及び市町村は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、次のとおり対策を講じておくものとする。

- (1) 県は、厚生労働省が基準等を示した「広域火葬計画」を定めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議しておくものとする。
- (3) 県は、県内火葬場の所在、連絡窓口を把握しておくものとする。
- (4) 県は、県内の火葬場だけでは対応できない場合に備え、近隣都県の埋・火葬に関する連絡窓口、火葬場の所在・火葬能力等について把握しておくものとする。
- (5) 市町村は、近隣の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結しておくものとする。
- (6) 県と市町村は、協力して墓地経営許可区域及び納骨堂を把握しておくものとする。

【関連資料】資料3-5 県内火葬場一覧

## 第9章 生活関連等施設の管理体制の充実

### 第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられる。

こうした施設については、管理体制の充実に努めるものとする。

【関連資料】資料4-1 生活関連等施設、危険物質等の定義

#### 1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

県及び市町村は、消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市町村、自衛隊、県警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

- (1) 生活関連等施設
  - ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
  - ② 施設の警備対策
  - ③ 緊急時の連絡窓口
- (2) 危険物質等取り扱い施設の状況
  - ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量

- ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

【関連資料】資料4-3 生活関連等施設、危険物質等の状況

## 2 生活関連等施設の管理体制の充実

県及び市町村は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び国が定める施設の安全確保の留意点を通知するとともに、消防機関及び危険物関係団体と連携し、管理体制の充実について要請する。

また、県及び市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 第2節 核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備

### 1 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握

本県には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用している医療機関及び試験研究機関等がある。

#### (1) 核燃料物質、放射性同位元素使用施設の所在等の把握

核燃料物質、放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、県、市町村、消防機関はそれぞれ所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設（以下「核燃料物質等使用施設」という。）の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部所、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。

また、緊急時に国の専門機関から指導と助言を得るため、県は核燃料物質等の事故災害対策等に関する国の専門機関の連絡窓口、連絡方法を把握しておくものとする。

【関連資料】資料4-4 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

#### (2) 医療放射線機器等の管理体制の徹底

医療機関にかかわる放射性物質について、県は定例立入検査等を通じ、関係法令の遵守と安全管理体制の徹底を図るものとする。

### 2 核燃料物質等使用施設管理者の責務

#### (1) 核燃料物質等に関する事故対応計画の策定

核燃料物質等使用施設の管理者は、武力攻撃事態等によって災害が発生した場合に備え、あらかじめ対応計画の策定に努めるものとする。

#### (2) 核燃料物質等の適正管理、監視体制の整備

核燃料物質等使用施設の管理者は、施設内の警備などセキュリティ体制の確立、放射線測定器類の整備・充実などによる放射線量の把握など、核燃料物質の適正な管理、監視体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質等使用施設の管理者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練の実施に努めるものとする。

- 3 核燃料物質運送中のテロ等に備えた連携体制の整備  
本県内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送されている。  
核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。  
このため県は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、県警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

## 第10章 文化財保護対策の準備

- 1 現況の把握  
県及び市町村は、管内の重要文化財の所有者、保管場所、保存状況等について、把握しておくものとする。
- 2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備  
県は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備しておくものとする。
  - (1) 文化庁の担当部署
  - (2) 関係市町村の教育委員会
  - (3) 消火等のため出動を要請する関係市町村の消防機関
  - (4) 重要文化財を一時的に避難させる施設
- 3 対応マニュアルの作成、訓練の実施  
県及び市町村は、重要文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練を実施するものとする。

## 第11章 研修の実施

- 1 国の研修機関における研修の活用  
県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努めるものとする。
- 2 県の研修機関における研修の活用  
県は、消防学校等において職員の研修機会の確保に努め、また市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努めるものとする。
- 3 外部有識者等による研修  
県は、職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者といった外部有識者等による研修についても、配慮していくものとする。

## 第 1 2 章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。

### 第 1 節 県・市町村の訓練

#### 1 合同訓練の実施

##### (1) 実地訓練の実施

県は、市町村とともに、武力攻撃事態や大規模テロ等を想定して、避難誘導や救援などの実施能力の強化、応援体制の充実、住民等の意識啓発等を図るため、合同で実地訓練を実施するものとする。

また、近隣都県との合同訓練の実施に努めるものとする。

##### ① 実施回数

年 1 回以上。

##### ② 訓練参加機関

県、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、住民、事業所等を想定。

##### ③ 訓練の内容

訓練の内容は、武力攻撃事態等や大規模テロに対する初動、応急対策を想定し定めるものとする。なお、例示すると以下のとおりである。

ア 警報の伝達訓練や住民の避難誘導、救援の訓練

イ 県及び市町村の対策本部等設置訓練

ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

エ 炊き出し、生活必需品の供与など住民の救援の訓練など

##### (2) 図上訓練の実施

具体的な武力攻撃事態等を想定し、その対策を県国民保護計画に基づき関係機関と共同で実施し、情報の収集・伝達、判断、指揮の訓練を行うことで、職員の担当業務の遂行能力の向上を図る。

##### ① 実施回数

年 1 回以上。

##### ② 訓練参加機関

県、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関を想定。

#### 2 市町村の訓練

市町村は市町村国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実

施するよう努めるものとする。

(1) 実地訓練

① 訓練回数

年1回以上。

② 訓練の種類

ア 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

イ 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市町村計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

ウ 避難誘導訓練

県警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

(2) 図上訓練

① 訓練回数

年1回以上。

② 訓練の種類

情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

3 訓練結果等の検証

県は、市町村とともに、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努めるものとする。

## 第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

県及び市町村は事業所から、武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、県及び市町村は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

(1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、

定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

## 第 1 3 章 県民との協力関係の構築

### 第 1 節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

### 第 2 節 自主防災組織との協力関係の構築

県民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、県及び市町村は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努めるものとする。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、大型消火器や油圧式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行っていくこととする。

#### 1 県が実施する支援等

- (1) 市町村が行う自主防災組織支援への指導・助成
- (2) 自主防災組織のリーダーの育成
- (3) 自主防災組織の重要性に関する意識啓発  
講演会・研修会の実施、パンフレットの配布等

#### 2 市町村が実施する支援等

- (1) 自主防災組織の結成促進  
結成への指導
- (2) 自主防災組織の育成  
リーダー研修の実施、訓練への支援等
- (3) 活動のための環境整備  
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4) 組織の活性化の促進  
助言・指導、モデル組織の設置への助成等

#### 3 自主防災組織に協力を求める事項

- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力



- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

### 第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、県、市町村、関係機関はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、県及び市町村は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備するよう努めるものとする。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮するものとする。

また、ボランティアセンターの運営をボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行う際には、県及び市町村は必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### 【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

### 第4節 県民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、県民の自主的な協力が必要である。そのため、県は、市町村の協力を得つつ、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施や、教育の場を通して県民の意識啓発を行い、その理解を深めることとする。

第 3 編 武力攻撃事態等  
対 処 編

## 第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、県は、直ちに初動体制を整え、国、市町村及び関係機関と連携を図りながら、警報の発令・通知、住民の避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、県は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定することとする。

### 第1章 実施体制の確保

#### 第1節 全庁的な体制の整備

##### 1 危機対策会議の開設等

県内において大規模事故等が発生した場合には、知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集を行い対応策を実施するものとする。

##### 2 国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部（以下「国民保護対策本部等」という。）設置の指定があった場合には、知事は国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

###### (1) 職員の参集

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。

《非常参集場所》

- ① 県庁舎
- ② 現地対策本部が設置される事務所
- ③ 県内の市役所及び町村役場

なお、非常参集した場合は、部長又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

## 第2節 県国民保護対策本部の組織等

### 1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務

#### (1) 組織の体系について

① 国民保護対策本部等には、部を設置する。

組織は別表のとおりとする。

② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

ア 本部長 知事

イ 副本部長 副知事、危機管理防災部長

ウ 本部員 出納長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、  
県警察本部長、知事室長、総合政策部長、総務部長、  
環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、  
農林部長、県土整備部長、都市整備部長、出納局長、  
教育局管理部長、議会事務局長、監査事務局長、人事  
委員会事務局長、労働委員会事務局長

#### (2) 本部長の権限

① 県の区域内の措置に関する総合調整

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

③ 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する職員の派遣の求め

④ 防衛大臣に対する職員の本部会議への出席の求め

⑤ 国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

⑦ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

#### (3) 本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

① 知事が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。

③ 知事以外の県の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

#### (4) 現地対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

② 指定された現地対策本部職員は、市町村対策本部に入り、現地対策本部との連絡調整を行うものとする。

③ 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

ア 市町村対策本部との連絡調整

イ 避難に関すること

(ア) 避難路の調整

(イ) 市町村が実施する避難誘導への協力

ウ 救援に関すること

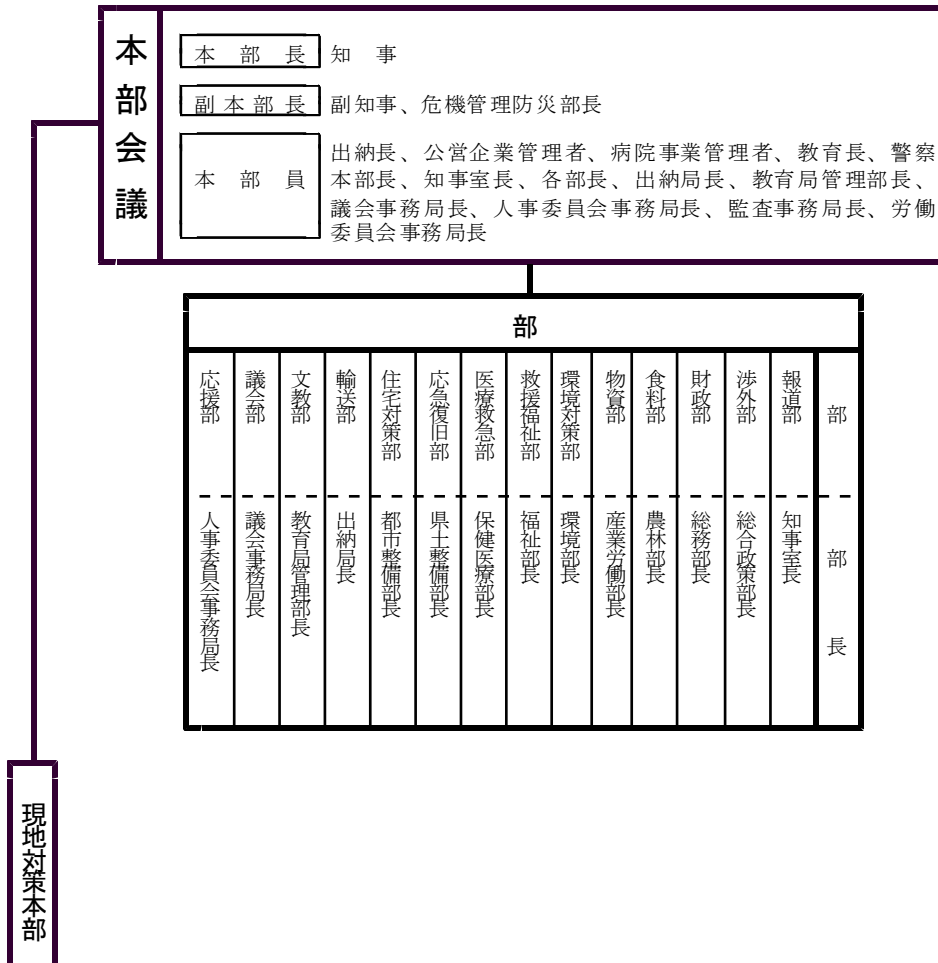
(ア) 避難所での救援

(イ) 物資集積地における応援物資の仕分け

(ウ) 物資集積地から避難所までの運送路の調整及び運送

- (エ) 被災者の捜索及び救助
  - エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
  - オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
  - カ ボランティアとの連携に関すること
  - キ その他国民保護措置に必要な事務
- (5) 本部の担当業務について  
本部の担当業務は、別表のとおりとする。

＜県国民保護対策本部の組織図＞



※ 緊急対処事態対策本部には、上記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置することとする。

## 別 表

### 1 本部直轄事務

- (1) 国民保護に関する情報の収集に関すること
- (2) 県国民保護対策本部の設置、運営に関すること
- (3) 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること
- (4) 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること
- (5) 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること
- (6) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること
- (7) 警報の通知に関すること
- (8) 避難の指示に関すること
- (9) 避難経路の決定に関すること
- (10) 緊急通報の発令に関すること
- (11) 退避の指示に関すること

### 2 部の組織及び職制

部名	部長	副部長	主な業務
報道部	知事室長	総務部副部長 I T 推進局長	報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 都内通勤・通学者に対する情報提供に関すること インターネットによる情報発信に関すること 安否情報の収集、提供に関すること その他報道に関すること 災害等情報相談センターに関すること
渉外部	総合政策部長	総合政策部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 職員の健康等に関すること その他渉外に関すること
財政部	総務部長	総務部副部長	国民保護対策予算に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること 義捐金等の受入れに関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること その他財政に関すること
食料部	農林部長	企業局長 農林部副部長	水・食料の調達に関すること 物資（水・食料）集積地の指定及び管理に関すること 飲料水の確保、供給に関すること 応援物資（水・食料）の受入れに関すること 緊急物資（水・食料）の仕分け、配分に関すること その他物資（水・食料）に関すること

部名	部長	副部長	主な業務
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資（生活必需品）の調達に関する事 物資集積地（生活必需品）の指定及び管理に関する事 応援物資（生活必需品）の受入れに関する事 緊急物資（生活必需品）の仕分け、配分に関する事 その他物資（生活必需品）に関する事
環境対策部	環境部長	防災技術幹	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関する事 水質汚濁対策に関する事 消防法に規定する危険物の安全確保に関する事 放射性物質の安全確保に関する事 高圧ガス・火薬類の安全確保に関する事 毒劇物の安全確保に関する事 その他環境保全・危険物対策に関する事
救援福祉部	福祉部長	県民生活局長 総合政策部副部長	避難所の決定に関する事 避難所の運営に関する事 ボランティアに関する事 災害時要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 その他救援に関する事
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 防疫・保健衛生に関する事 埋・火葬の調整に関する事 飲料水、食品の衛生管理に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長 都市整備部副部長 総務部副部長 教育局管理部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 庁舎の維持管理に関する事 県有施設の応急復旧に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他応急復旧に関する事
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設工事に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 その他住宅対策に関する事

部名	部長	副部長	主な業務
輸送部	出納局長	地域政策局長 県土整備部副部長	避難住民、緊急物資の運送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段の調達に関する事 避難路の決定に関する事 緊急物資運送路の決定に関する事 市町村が実施する避難誘導の協力に関する事 その他運送に関する事
文教部	教育局管理部長	教育局指導部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 その他教育に関する事
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関する事



## 2 県国民保護対策本部等開設の通知等

### (1) 県国民保護対策本部等の開設の通知等

県国民保護対策本部等が開設されたときには、直ちにその旨を、次に掲げる機関に対し、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知するものとする。

#### 【通知先】

- ① 県内市町村長
- ② 陸上自衛隊東部方面総監
- ③ 航空自衛隊中部航空方面隊司令官
- ④ 海上自衛隊横須賀方面総監
- ⑤ 指定行政機関（資料1-1-③参照）
- ⑥ 指定地方行政機関（資料1-1-④参照）
- ⑦ 指定公共機関（資料1-1-⑤参照）
- ⑧ 指定地方公共機関（資料1-1-⑥参照）
- ⑨ その他の公共的団体

### (2) 本部会議の開催場所の決定

- ① 本部会議は、原則として県庁内で開催する。
- ② 県庁舎が被災又は被災のおそれがある場合、危機管理防災部長は県庁舎での本部設置の可否を判断し、設置が困難な場合には、知事が別途開催場所を決定する。

## 第3節 関係機関との連携体制の確保

### 1 武力攻撃事態等における通信の確保

#### (1) 情報通信手段の機能確認等

##### ① 県及び市町村

国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、県は、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

##### ② 指定地方公共機関

国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡するものとする。

#### (2) 通信確保のための措置の実施

県、市町村、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 国の機関との連携

### (1) 国の現地対策本部との調整

県国民保護対策本部等は、国の現地対策本部が設置された場合には、国との調整に関し、国の現地対策本部と一元的に行うものとする。

### (2) 指定地方行政機関、指定行政機関への職員派遣要請

県対策本部長は、必要があると認める時には、指定地方行政機関の長（指定地方行政機関がない場合は指定行政機関の長）、特定指定公共機関に対して、職員の派遣を要請する。

### (3) 消防庁長官への緊急消防援助隊等の応援要請

大規模、特殊な武力攻撃災害が発生し、県内の消防機関だけでは対応が困難な場合、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

【関連資料】資料4-5 緊急消防援助隊 受援のフロー

### (4) 自衛隊への要請

#### ① 本部会議への出席要請

県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、防衛大臣に対して指定する職員を県国民保護対策本部等の会議に出席させるよう、要請するものとする。

#### ② 国民保護等派遣の要請

知事は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 武力攻撃災害への対処
- エ 武力攻撃災害の応急の復旧

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信によるものとする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考になるべき事項

## 3 市町村・県警察・消防機関との連携

### (1) 市町村との連携

① 警報が発令された地域を管轄する市町村は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告するものとする。

② 本部設置の指定を受けた市町村は、速やかに国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告するものとする。

### (2) 県警察との連携

県及び市町村は国民保護対策本部等を設置した時は、県は県警察本部に、

市町村は当該市町村を管轄する警察署に通知するものとする。

(3) 緊急消防援助隊調整本部との連携

緊急消防援助隊の受入れのため、県に緊急消防援助隊調整本部が設置された場合には、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告するとともに、相互に連携を図るものとする。

#### 第4節 県国民保護対策本部等の廃止

知事は、内閣総理大臣から、県国民保護対策本部等を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。

なお、廃止の通知を第2節の2(1)に準じて行うものとする。

#### 第5節 県民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

このため、県及び市町村は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第13章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、第2編第13章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮するものとする。

## 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

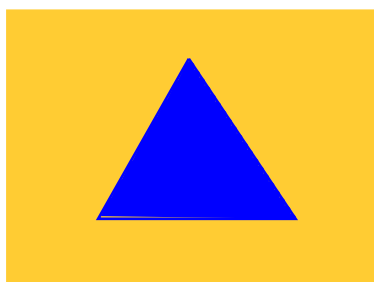
### 第1節 特殊標章等の交付

- 1 特殊標章等とは、以下のものをいう。
  - (1) 特殊標章  
ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。
  - (2) 身分証明書  
第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。
- 2 知事等は、国の定める基準、手続等に従い、具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付することとされている。

交付する者	交付を受ける者
知事	県の職員
県警察本部長	県警察の職員
市町村長	市町村の職員
消防長	消防職員
水防管理者	水防団長、水防団員
指定行政機関の長	指定行政機関の職員

- 3 知事等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。
- 4 指定公共機関は所管の指定行政機関の長、指定地方公共機関は知事の許可を受けて、特殊標章等を使用することができることとされている。

#### 【特殊標章の図】



- ※ オレンジ色地に青色の正三角形
- ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
  - ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

## 【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）のひな型】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
-----		
交付等の年月日/Date of issue -----		証明書番号/No. of card -----
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		
-----		
-----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

## 第 2 節 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、医療組織又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させるものとする。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

- (1) 指定地方公共機関である医療機関
- (2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができるものとされている。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

この証明書を発行する許可権者のみが発行するたためのものである。

**身分証明書**  
 IDENTITY CARD  
 常時の 医療関係者用  
 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の  
 PERMANENT civilian medical personal  
 TEMPORARY

氏名/Name \_\_\_\_\_

生年月日/Date of birth \_\_\_\_\_

この証明書の所管者は、次の書状において、1949年8月12日のジュネーブ議定書の議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の臨時の武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって批准される。  
 The holder of this card is provided by the Geneva Conventions of 11 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 11 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

発給年月日/Date of issue \_\_\_\_\_ 証明番号/No. of card \_\_\_\_\_  
 許可権者の署名/Signature of issuing authority \_\_\_\_\_

有効期間の満了日/Date of expiry \_\_\_\_\_

写真/Photo	職の名称/Post	職階の記号/Rate
この証明書の所管者は、他の国語で発行されたものと同様に、この型に適合するものを使用する。		
所持者の署名/SIGNATURE OF HOLDER		
写真/Photo	所持者の署名/Signature of holder	

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

### 第3節 安全確保のための情報提供

県及び市町村は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報

## 第3章 住民の避難措置

### 第1節 警報の通知・伝達

#### 1 国からの警報の発令

警報には、次に定める事項が示される。

- (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測
- (2) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- (3) その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

#### 2 国からの警報の受入れ方法

##### (1) 勤務時間内

- ① 総務省（消防庁）からの警報の通知は、危機管理課が受信するものとする。
- ② 危機管理課は、受信した旨直ちに総務省（消防庁）へ返信する。

##### (2) 勤務時間外

- ① 総務省（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信する。
- ② 宿日直者は受信した旨直ちに総務省（消防庁）へ返信するとともに、直ちに危機管理防災部長へ連絡する。

#### 3 県の他の執行機関、市町村、消防機関への通知

県は国から警報の通知を受けたときは、議会、県の他の執行機関（公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、県公安委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、選挙管理委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会）、市町村長に対して直ちに警報を通知する。なお、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するものとする。

市町村は、受信した場合には、その旨を直ちに県へ返信するとともに、消防機関へ連絡を行う。

勤務時間内には、危機管理課が県の他の執行機関、市町村へ通知する。勤務時間外は、宿日直者が県の他の執行機関、市町村へ通知する。

#### 4 指定地方公共機関への通知

県は、国から警報の発令を受けたときは、指定地方公共機関に対して、直ちに警報を通知する。通知の方法等については、3の場合と同様に行う。

指定地方公共機関は、受信した場合は、その旨直ちに県に返信するものとする。

#### 5 警報の記者発表等

県は、警報の記者発表を速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載するものとする。

#### 6 市町村の住民等への伝達

##### (1) 住民への伝達

市町村は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

① サイレン（国が定めた放送方法による。）

② 防災行政無線

③ 自治会を通じた伝達

④ 広報車

⑤ ホームページへの掲載

⑥ F A X（主に、聴覚障害者に対して行う。）

なお、県は市町村から要請があり、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を実施する。

##### (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

県は、県が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達を行う。

市町村は、市町村が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。

#### 7 警報の放送について

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送するものとされている。

#### 8 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。



## 第2節 緊急通報の発令

### 1 緊急通報発令の基準

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に発令するものとする。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

### 2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

### 3 緊急通報の通知先、通知方法

- (1) 通知先は以下のとおりである。
  - ① 市町村
  - ② 県の他の執行機関
  - ③ 指定公共機関（資料1-1-⑤参照）
  - ④ 指定地方公共機関（資料1-1-⑥参照）
- (2) 上記機関への通知方法は、第1節「警報の通知・伝達」の規定に準じて行う。
- (3) 知事は、緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を国の対策本部長に報告するものとする。

### 4 緊急通報の伝達、放送

- (1) 住民への伝達  
市町村は、県から緊急通報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知・伝達」に準じる。
- (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡  
県及び市町村は、第1節「警報の通知・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。
- (3) 緊急通報の放送について  
放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとされている。

## 第3節 避難の指示

本節では、武力攻撃事態等の類型のうち、着上陸侵攻や航空攻撃（事前の兆候を察知した場合）のように、避難のための準備期間があり、かつ避難が広範囲にわたり長期化する可能性が高い場合の対応について記載する。

弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃から避難する場合のように、事前の兆候の把握が困難と考えられ、国の対策本部長による避難措置の指示を待たない場合の住民避難については、知事は、緊急通報の発令を行い、市町村長は退避の指示、警戒区域の設定等を行うものとする。

また、市町村長は、第2編第5章第2節により、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択して、避難誘導を実施するものとする。

## 1 避難の指示の通知等

### (1) 国からの指示内容

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

### (2) 国からの指示の受入れ方法

国からの避難措置の指示の受入れは、「第1節 2 国からの警報の受入れ方法」に準じて行うものとする。

### (3) 要避難地域の市町村への通知

知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととする。

#### ① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に伝達する。

#### ② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

- ア 主要な避難経路
- イ 避難のための交通手段
- ウ 避難先地域における避難施設

### (4) 市町村長の住民への避難の伝達等

市町村長は、知事から避難の指示をうけた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、避難実施要領を直ちに作成しなければならない。

#### ① 避難実施要領の作成

##### ア 第1段階の避難指示があった時

市町村長は、第2編第5章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

##### イ 第2段階の避難指示があった時

市町村長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県は、市町村の避難実施要領策定に対して、必要な支援を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込むものとする。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難の経路
- (キ) 市町村職員、消防職団員の配置、担当業務等
- (ク) 災害時要援護者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
- (サ) 避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市町村は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

② 住民への周知内容及び方法

市町村長は、第2編第5章第4節で定めた内容を、一般住民、災害時要援護者に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。

③ 関係機関への通知

市町村長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知するものとする。

(5) 避難先地域の市町村長への通知

知事は、避難の指示をしたときには、直ちにその内容を、避難先地域を管轄する市町村長に通知するものとする。

なお、他の都道府県に避難させる必要がある場合には、知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民を受け入れるべき地域を決定し、直ちに当該地域を管轄する市町村長及び要避難地域を管轄する知事に通知する。

(6) 指定公共機関、指定地方公共機関等への周知及び避難措置の実施

知事は、避難の指示をしたときには、直ちにその内容を、指定公共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

通知を受けた指定地方公共機関は、速やかに避難住民の運送などの措置を実施できる体制を整えるものとする。

(7) その他避難指示を通知すべき機関

- ① 要避難地域、避難先地域以外の地域を管轄する市町村長
- ② 避難先地域の避難施設の管理者
- ③ 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
- ④ 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

(8) 国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をした時には、国の対策本部長にその内容を報告するものとする。

(9) 避難の指示の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとされている。

なお、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることから、その迅速な伝達を確保するため、その放送の方法については、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の自主的な判断にゆだねることとされている。

## 2 県域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した時には、本県の住民が都県域を越えて避難を行うことや、逆に他都県の住民が本県へ避難してくることなどが考えられる。

こうした県の区域を越える避難の際には、関係都道府県知事間で協議を行い、避難住民の具体的な受入れ先等について、避難先地域の受入れ能力を勘案しつつ、関係知事が調整するものとする。

その具体的な連絡調整方法や手続等については、第1編第5章第3節であらかじめ締結した協定に基づき実施することとする。

## 第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第5章第5節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

### 1 運送手段の選択方法

#### (1) 避難誘導拠点の決定

県及び市町村は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

#### (2) 災害時要援護者の避難

県及び市町村は、あらかじめ第2編第5章第5節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。

#### (3) 自家用自動車等の使用

県は、自家用自動車等を交通手段として示す際には、県警察の意見を聴き、調整を図るものとする。

### 2 運送事業者への協力要請

県及び市町村は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、下記の事項を示し国民保護業務計画又は第2編第5章第5節によりあらかじめ締結した協定に基づき、避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた運送事業者である指定地方公共機関は、業務計画に基づき避難住民の運送を実施するものとする。

また、県は、あらかじめ協定を締結しているタクシー事業者に対して、協定に基づき避難住民の運送を実施するよう要請するものとする。

### 3 運送実施状況の把握

- (1) 避難誘導拠点、避難施設に位置する市町村職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市町村対策本部に報告するものとする。
- (2) 市町村対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。
- (3) 市町村対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。
- (4) 県国民保護対策本部等は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次国の対策本部に情報を提供する。

## 第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難措置の指示があった場合には、県及び市町村は、第2編第5章第6節により選定してある候補路の中から避難路を選定し、避難経路を決定する。

### 1 県における主要な避難経路の決定

県は以下の調整を踏まえ、避難経路を決定するものとする。

- (1) 国の対策本部による利用指針の策定に係る調整  
武力攻撃事態等において、国の対策本部長は、対処基本方針に基づき、特定の地域における道路に関し特定の者の優先的な利用を「道路の利用に関する指針」において定めることができる。  
この場合、県は、国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応するものとする。
- (2) 自衛隊との調整  
県は、県国民保護対策本部等の本部会議に出席することとされた防衛省職員を通じて、自衛隊の行動と調整を行うものとする。
- (3) 県警察との調整  
県は、避難経路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、主要な避難経路を決定する際には、県警察と調整を図ることとする。

### 2 市町村における避難経路の決定

県は上記1に基づき主要な避難経路を決定し、市町村に通知する。

通知を受けた市町村は、あらかじめ定めた候補路の中から、県が定めた主要な避難経路に接続する避難路を選定し、避難経路を決定する。

また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。

## 第6節 避難路の交通対策の実施

### 1 県警察による交通規制

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、隣接都県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接都県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を

行うものとする。

## 2 交通規制等の周知

県警察及び道路管理者である県及び市町村は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

県は、交通規制等の状況について情報を収集し、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関に通知する。

通知を受けた市町村は防災行政無線、広報車等を使用して住民等に周知するものとする。

## 3 関係機関による道路啓開

知事をはじめとする道路管理者は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

# 第7節 避難誘導の実施

## 1 市町村による避難誘導の実施

市町村長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市町村長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

県警察は自らの判断で避難実施要領に沿って避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村長等からの要請にこたえて必要と考える措置を講ずるものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

## 2 県による避難誘導状況の把握等

### (1) 市町村による避難誘導の状況の把握

県は、市町村の避難実施要領策定後において、市町村による避難住民の誘導状況について把握するものとする。

### (2) 県による避難住民の誘導の支援や補助

県は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行うものとする。

特に、市町村が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や、市町村から要請があった場合には、現地に職員を派遣し、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、避難住民の誘導の補助を行うものとする。

## 第 8 節 避難の指示の解除

知事は、国の対策本部長から避難措置の指示の解除の通知があった時には、避難の指示を解除するものとする。

市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第 4 章 避難住民等の救援措置

住民の避難が行われた場合や武力攻撃災害による被災者が発生した場合、県と市町村は互いに連携・協力し、避難先地域や被災地において避難住民・被災者に対して衣食住や医療の提供などの救援を行うものとする。

### 第 1 節 救援の協力要請等

#### 1 国、市町村、日本赤十字社、その他関係機関への協力要請

##### (1) 国への協力要請

県は救援を行うにあたって、必要がある場合には、国に対し、必要な緊急物資の種類や量のほか、物資の搬入経路等の情報を提供するとともに、専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請することとする。

##### (2) 市町村への協力要請

県は、国から救援の指示を受けたときには、迅速に救援を実施するとともに、避難先地域又は被災地を管轄する市町村等に対し、救援の協力を要請する。

##### (3) 日本赤十字社への協力要請

県は、救援を行うにあたって、必要がある場合には、日本赤十字社に対して協力を要請するものとする。

##### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請

県は、救援を行うにあたって、必要がある場合には、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して協力を要請するものとする。

### 第 2 節 救援の実施

避難住民等の救援は、県と市町村が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

また、さいたま市が県と同様の立場で救援を実施するため、県は、救援の円滑な実施のため、さいたま市長と事前に活動内容について調整を行うものとする。

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提としているが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- 1 収容施設の供与
- 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「厚生労働省告示第343号」（資料3－4参照）に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

## 1 収容施設の供与

### (1) 収容施設の決定方法等

#### ① 避難所の決定

##### ア 県民が県内に避難する場合

県は、避難措置の指示があった段階で、要避難地域及び避難先地域の市町村と調整し、あらかじめ指定した避難施設の中から適切な施設を選定する。

##### イ 県民が県外へ避難する場合

知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民を受け入れる避難所を決定し、知事に通知する。

知事は、要避難地域の市町村に、避難所について通知する。

なお、避難先地域の知事は、避難所について避難先地域の市町村長へ通知する。

##### ウ 県外の住民が県内へ避難してくる場合

要避難地域の知事は、知事と協議し、知事は、避難先地域の市町村と調整し、避難住民を受け入れる避難所を決定し、要避難地域の知事に通知する。

要避難地域の知事は、要避難地域の市町村に、避難所について通知する。

なお、知事は、避難所について避難先地域の市町村長へ通知する。

#### ② 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与

県及び市町村は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、第2編第5章第9節で定めた方法によるほか、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。

##### ア 公営住宅の貸与

公営の住宅及び宿泊施設の空室状況を把握するとともに、他の自治体及び公社等に住宅及び宿泊施設の空室の貸与を依頼し、確保する。

##### イ 民間賃貸住宅の貸与

関係団体等に対して協力を依頼し、借り上げ等の方法により空室を確保する。



- ③ 応急仮設住宅等の供与  
 県及び市町村は、第2編第5章第9節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。
- (2) 避難施設の管理者への通知
  - ① 県民が県内に避難する場合  
 避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は、県が行う。
  - ② 県民が県外に避難する場合  
 避難先地域の避難施設の管理者への通知は、避難先地域の知事が行う。
  - ③ 県外の住民が県内に避難してくる場合  
 避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は県が行う。
- (3) 収容施設の運営、維持管理等
  - ① 避難所の運営  
 避難所の運営は、第2編第5章第8節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された県及び市町村の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。ただし、配置される県及び市町村の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行うよう努めるものとする。
  - ② 応急仮設住宅等の維持管理  
 応急仮設住宅等の維持管理は、原則として県が市町村に委託するものとする。
  - ③ 避難住民等のプライバシーの確保への配慮  
 県及び市町村は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

## 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

県及び市町村は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

### (1) 供給計画の策定

市町村は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

県は、市町村の報告を取りまとめ、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下の内容について、食料品・飲料水・生活必需品の供給計画を定めるものとする。

- ① 備蓄物資から使用する量
- ② 県内外からの応援物資の量
- ③ 物資の保管・売渡し等の要請量、要請業者
- ④ 食料品・生活必需品等物資集積地
- ⑤ 物資集積地までの運送方法、運送体制
- ⑥ 物資集積地から避難所等への運送方法、運送体制
- ⑦ 拠点給水、車両給水の実施方法
- ⑧ その他必要な事項

(2) 県の物資集積地

県の物資集積地は、第2編第7章第3節の定めるとおりとする。

(3) 飲料水の供給

飲料水の供給は、県が市町村の協力の下で実施する。

① 給水方法

給水にあたっては、避難所等に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図ることとする。

② 応急給水資器材の調達

市町村は、応急給水資器材が不足する場合には、県に対して応援を要請する。

県は、必要な応急給水資器材の数量を調達するものとするが、状況により当該資器材を保有する他の機関に要請を行い調達するものとする。

(4) 事業者への保管・売渡し要請等

備蓄物資及び応援物資では避難住民等の救援が十分に行われないと認められる場合において、知事は、物資の売渡し要請及び物資の保管命令を行うものとする。

なお、物資の売渡しについて、正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、物資を収用するものとする。

また、知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、物資の売り渡し要請、保管命令、収用を行うよう要請するものとする。

① 売渡しを要請できる物資（以下「特定物資」という。）

下記ア～ケの物資で、生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とするものが取り扱うものとする。

ア 医薬品

イ 食品

ウ 寝具

エ 医療機器その他衛生用品

オ 飲料水

カ 被服その他生活必需品

キ 収容施設等に係る建設工事に必要な建設資材

ク 燃料

ケ その他救援の実施に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの

② 要請の方法

売渡しの要請は、上記特定物資の所有者に対して文書で行うことを原則とするが、その暇が無いときには口頭で行い、後日文書を交付する。

③ 収用の方法

特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じない場合には、知事は、公用令書を交付して特定物資を収用することができる。

④ 物資の保管命令

知事は、緊急の必要がある場合には、公用令書を交付して物資の保管命令を発するものとする。

【関連資料】資料3-6 公用令書の様式

(5) 応援物資の集積等

県及び市町村は、第2編第7章第3節、第4節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本県が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本県から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送先の都道府県及び応援物資を発送する他の都道府県と、発送する品目や時期等について調整するものとする。

(6) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

県及び市町村は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送する物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

県は市町村と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送等について要請する。

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施する。

また、市町村は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。

② 運送実施状況の把握

ア 県は、要請を行った運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次県国民保護対策本部等へ報告を行うよう依頼するものとする。

イ 県国民保護対策本部等は、運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量について取りまとめ、国の対策本部及び関係する市町村対策本部へ連絡する。

ウ 市町村対策本部は、イに掲げる事項及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(7) 緊急物資運送路の確保

① 国の対策本部との調整

県及び市町村は、緊急物資の運送道路を決定する際には国の対策本部長と必要な調整を行うこととする。

② 県警察との調整

県は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には県警察と調整を行う。

③ 緊急物資運送路の決定

ア 県は、①及び②に基づき、第2編第7章第2節で定めた「緊急物資運送候補路」の中から、市町村の意見を聴いて、以下の運送路について決定し、市町村に通知する。

(ア) 特定物資の保管場所等から物資集積地までの運送路

(イ) 物資集積地から避難所等救援を行う場所までの運送路

イ 県は運送路を決定した時には、県警察本部及び運送事業者に対して通知する。

(8) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

県及び被災した市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民等が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び国の対策本部を通じて、国民に公表するよう努めるものとする。

また、本県が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、県及び市町村は、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

### 3 医療の提供及び助産

武力攻撃災害等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第8章に定めるところによる。

#### (1) 救急救助、傷病者の搬送

##### ① 消防機関の活動

###### ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況についての確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

###### イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

(エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

###### ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

県内の消防機関だけの対応が困難と認める時には、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を求める。

##### ② 傷病者搬送の手順

第2編第8章第4節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

###### ア 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

###### イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第8章第4節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配するとともに、県警察、自衛隊、海上保安庁に対しても、ヘリコプターによる搬送の要請を行う。

また、あらかじめ締結した協定に基づき、他の都道府県や民間

航空会社に対してヘリコプターによる搬送の手配を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村、消防機関及びその他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

① 医療救護班の編成手順と派遣方法

第2編第8章第2節2により定めた方法により、各機関は医療救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

ア 医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

要請を受けた県は、備蓄用医療資機材等の提供、製造販売業者への物資の売渡し要請等を行い、必要数量を確保する。

イ 血液の供給

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、武力攻撃災害発生後、直ちに県内血液センター施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 被害の軽微な地域等に採血車を出動させて、献血の協力を受ける。

(イ) 血液が不足する場合には、近隣の日本赤十字社の都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入を行う。

【関連資料】資料3-3 県内に所在する血液センター一覧

(3) 医療救護所の設置

救護班を派遣する各機関は、第2編第8章第2節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、第2編第8章第2節3により整備した連携体制に基づき対処していくほか、専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、緊急被ばく医療活動等を実施するものとする。

(5) 後方医療体制の確立

① 災害拠点病院との連携

救護班を派遣した各機関は、第2編第8章第3節の災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れるものとする。

② 広域応援の要請

県及び県医師会、県看護協会は、必要があるときには、第2編第8章第3節定める協定等に基づき、広域応援を要請する。

(6) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を

的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### 4 被災者の捜索及び救出

県は、県警察、市町村、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

##### (1) 被災情報等の把握

県は、市町村と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、県国民保護対策本部等で集約する。

##### (2) 被災地における捜索・救助の実施

県は被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。

① 被災者の捜索及び救出は、現地対策本部職員又は地域機関の職員が行うことを原則とする。

② 自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

③ 被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を得る。

##### (3) 応援要請

① 県は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関へ応援を要請するなど、必要な調整を行う。

② 知事は、被災状況が大規模であり、本県だけでは対応が困難と認める時には、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請又は近隣都県等の知事に対して応援要請を行う。

また、知事は必要と認めるときには防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。

##### (4) 救助資機材の調達

市町村は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

#### 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

県は、市町村、自衛隊、県警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

##### (1) 死体の捜索

県は、市町村や県警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

##### (2) 死体の処理

上記により発見した死体については以下の手順により処理する。

###### ① 一時保管

県は、市町村の協力のもとで、検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

(注) 検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

② 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、県が市町村、県警察、消防機関、葬祭業取扱業者等の協力を得て死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所（安置所）の開設

県は、市町村の協力の下で、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

県は、市町村の協力の下で、収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

① 被害状況の把握

ア 市町村は、死者数を県に報告するものとする。

イ 県は、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

② 埋・火葬の実施

ア 県は、市町村の協力の下で、第2編第8章第5節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

イ 個々の市町村のみでは火葬の実施が困難な場合には、県は、第2編第8章第5節により整備した連携体制に基づき、受入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。

ウ 県内の火葬場だけでは処理が困難な場合には、県は近隣都県に火葬の応援を要請する。

6 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。

7 被災住宅の応急修理

県は、市町村の協力の下で、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

## 8 学用品の給与

県は、市町村の協力の下で、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

### (1) 教科書の調達支給

県は、市町村教育委員会（市町村教育委員会が所管していない学校については当該学校長）からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し支給するものとする。

### (2) 文房具及び通学用品

県は、市町村の協力の下で、被害の実情に応じ現物を支給する。

## 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

県は市町村の協力の下で、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

## 第3節 他の都道府県との相互協力

### 1 応援の要請

武力攻撃災害等により県内の広範囲な地域で被害が発生した場合や、他の都県から多数の避難住民を受け入れた場合など、本県のみで救援措置を行うことが困難と認められるときには、第1編第5章第3節により締結した協定に基づき、他の都道府県に応援を要請するものとする。

### 2 事務の一部の委託

(1) 知事は、国民保護措置の実施のため、他の都道府県知事に対し事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

② 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

(2) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、知事は、上記事項を公示するとともに、総務大臣に届け出るものとする。

また事務の委託を行った場合は、知事は、その内容を速やかに議会に報告するものとする。



## 第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、県は、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

### 第1節 対処体制の確保

#### 1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、県国民保護対策本部等は、国の対策本部、市町村対策本部、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関等から情報の収集に努めるものとする。

また、被害状況を映像により把握することが有効であるため、県は防災ヘリコプターにより上空から撮影を行い、映像をヘリコプターテレビ伝送システムにより県国民保護対策本部等に送信する。

なお、収集する主な被害情報の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 武力攻撃災害発生の原因
- (5) 被害状況
- (6) 応急措置情報
- (7) その他必要な情報

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行うものとする。

(2) 知事は、調査の結果必要があると認めるときは、国に通知するものとする。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知するものとする。

#### 3 国、県への措置要請

##### (1) 知事の要請

知事は、発生した武力攻撃災害が以下に掲げる状況の場合、又は市町村長から要請があり知事が必要と認めるときには、国の対策本部長に対して必要な措置を講じるよう要請するものとする。

- ① その武力攻撃災害が著しく大規模である場合
- ② 武力攻撃災害の性質が特殊である場合
- ③ その他、県では武力攻撃災害対応が困難と認める場合

##### (2) 市町村長の要請

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう、求めることとする。

#### 4 消防に関する指示等

##### (1) 市町村長等に対する指示

知事は武力攻撃災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずることを指示するものとする。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 消防庁長官から指示を受けた場合の措置

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長等に対して指示を行うものとする。

##### (3) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

また、知事は、自らの県が被災していない時で、消防庁長官から被災した都道府県に対する消防の応援等の指示がなされた場合は、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示するものとする。

## 第2節 応急措置等の実施

### 1 退避の指示・警戒区域の設定

#### (1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市町村長は、特に必要があると認める場合には、退避の指示を行うものとする。

知事が退避の指示をしたときには、直ちにその旨を市町村長に通知する。

市町村長は、第2編第5章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知するものとする。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

なお、知事、市町村長の退避の指示を待ついとまがないとき、又は要請があったときには、警察官が退避の指示を行う。これらの者が退避の指示を行うことができない場合に限り、自衛官が退避の指示を行う。

#### (2) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

知事が警戒区域の設定等の措置をしたときには、直ちにその旨を市町村長に通知する。

また、市町村長は、特に必要があると認めるときには、警戒区域設定等の措置を実施するものとする。

なお、市町村長若しくは県知事による警戒区域の設定等の措置を待ついとまがないと認めるとき、または、これらの者から要請があったときは、警察官が当該措置を講ずることができる。

(3) 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をすることができる。

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事は、武力攻撃事態等において、県内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、市町村、所管省庁、県警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有するものとする。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 管理者への要請

知事は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全の確保が特に必要であると認めるときには、第2編第9章第1節によりあらかじめ通知した留意点に基づき、関係機関の意見を聴いて、管理者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、その際には、管理者に対して必要な情報を十分提供すること等により、管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

(3) 県警察・消防への支援要請等

施設の管理者は、県警察、消防機関及びその他関係機関に対して、安全確保のため、必要な支援を求めることができるものとされている。

(4) 立入制限区域指定の要請

知事は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため必要がある場合には、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会に要請するものとする。

県公安委員会は、立入制限区域を指定した場合には、速やかに施設の管理者に通知するとともに、立入制限区域の範囲、制限する期間等を公示することとする。

また、要請がない場合でも、公安委員会は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域の指定を行うことができる。

(5) 警察官による退去命令等

立入制限区域が指定されたときは、警察官は、特に当該生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対して、立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる

(6) 応急対策の実施の要請

知事は、生活関連等施設に武力攻撃災害が発生し安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、施設の管理者に対し、応急対策の実施を要請する。そのうち、埼玉県の所管する生活関連等施設の管理者は、国民保護業務計画、又はあらかじめ定めた応急復旧計画に基づき、県、市町村、消防機関等の協力を得て、迅速に応急対策の実施に努めるものとする。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況の把握、管理者への要請、立入制限区域の指定の措置は「2 生活関連等施設の安全確保」に準じて行う。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

知事及び市町村長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事及び市町村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

【関連資料】

資料4-2 危険物質等取扱者に対する措置

(4) 核燃料物質等使用施設管理者等の応急対策

核燃料物質等使用施設管理者は、武力攻撃災害が発生した場合には、第2編第9章第2節に基づきあらかじめ策定した計画等に基づき、汚染物質の除去や被害の拡大防止などの応急対策を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本県には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、県内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、県は「埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）」の「放射性物質事故災害対策計画」に定めるところに準じて措置を実施する。

## 5 N B C 攻撃による汚染への対処

### (1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示するものとする。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

### (2) 内閣総理大臣の要請による都道府県知事の措置

知事は、内閣総理大臣の協力要請を受けた場合には、県警察、市町村、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行うものとする。

① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

② 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。

③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、県は占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

また、知事は、国の対策本部及び自衛隊等の専門的意見を聴き、必要と認められた場合には、専門家の派遣を要請するものとする。

### (3) 関係機関との連携

知事は、県国民保護対策本部等において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的支援について、市町村、消防機関、県警察等から情報を集約し、国に対して迅速な支援要請を行うものとする。

この場合において、県は、県国民保護対策本部等に派遣された国の職員や自衛隊員等を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、市町村、消防機関、県警察、保健所、衛生研究所、医療機関等と共有するものとする。

また、県及び市町村は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

### (4) 対応時の留意事項

#### ① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線

イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線

ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、県は、市町村、県警察、消防、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。

(ア) 初動措置として、県は、消防、県警察、自衛隊に対し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。  
また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、

消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。

(イ) 県は、市町村、消防と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。

(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から (ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。

## ② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、県は、消防、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。

イ 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は予測を実施する。

ウ 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防、県警察、自衛隊に対して、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。

## ③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、県は、消防、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。

イ また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。

ウ 県は、市町村、消防、医療機関と連携して、原因物質の特性に応じた救急医療を実施する。

### 第3節 保健衛生対策の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第8章第5節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

### 第4節 動物保護対策の実施

県及び市町村は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

### 第5節 廃棄物対策の実施

#### 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は「災害廃棄物処理計画指針」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

なお、必要に応じて廃棄物処理団体の協力を得るものとする。

市町村は「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

また、県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、特例基準により廃棄物の処理等を行わせることができる(以下このような業者を「特例業者」という)。また、特例業者が特例基準に適合しない廃棄物の処理等を行った場合は、当該特例業者に対し、廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

なお、平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

#### 2 し尿処理

##### (1) 市町村が行う措置

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努めるものとする。

##### (2) 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置

県は市町村の協力の下に、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

### (3) 広域的な支援・協力

市町村は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請するものとする。要請を受けた県は仮設トイレの設置など必要な支援を実施するものとする。

## 第6節 文化財保護対策の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害による文化財の被害状況を把握し、第2編第10章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施していくものとする。

## 第6章 情報の収集・提供

### 第1節 被災情報の収集・提供

#### 1 情報の収集

##### (1) 県及び市町村

県及び市町村は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するものとする。

##### (2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるものとする。

#### 2 情報の報告

##### (1) 県への報告

① 市町村は、上記1で収集した被災情報を、県に報告するものとする。

② 指定地方公共機関は、上記1で収集した被災情報を、県に報告するよう努めるものとする。

##### (2) 消防庁への報告

県は、自ら収集し、又は上記2により市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報を、消防庁に報告するものとする。

#### 3 情報の提供

県は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を県民に提供する。

【関連資料】 資料4-6 被災情報の報告様式



## 第2節 安否情報の収集・提供

### 1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市町村は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

県は、市町村からの情報を、自ら収集した情報とともに整理し、総務大臣に対して報告する。

#### (1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

#### (2) 死亡した住民から収集する情報

- 上記①～⑥に加えて
- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑧ 死体の所在

【関連資料】 資料3-7-① 安否情報報告書様式

### 2 情報の提供

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 県及び市町村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知するものとする。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口により受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、知事及び市町村長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付けるものとする。
- ③ 県及び市町村は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求めるものとする。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取するものとする。

【関連資料】 資料3-7-② 安否情報照会書様式

## (2) 安否情報の回答

- ① 県及び市町村は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。
  - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
  - イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か
- ② 県及び市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答するものとする。
  - ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報
  - イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報
  - ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在
- ③ 県及び市町村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握しておくものとする。

### 【関連資料】

資料 3-7-③ 安否情報回答書様式

## (3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断するものとする。

## 3 外国人に関する安否情報

県及び市町村は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力を行うものとする。

## 第3節 各措置機関における安否情報の収集

県、市町村、指定地方公共機関等の国民保護措置実施機関は、各機関の国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努めることとする。

第 4 編 県民生活の  
安 定 編

## 第4編 県民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に県民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

### 第1章 物価安定のための措置

県は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみに対して、「国民生活安定緊急措置法」、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「物価統制令」及び「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、法令で定める事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施する。

#### 1 国民生活安定緊急措置法に基づく措置

- (1) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表
- (2) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表
- (3) 上記(1)及び(2)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問

#### 2 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく措置

- (1) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査
- (2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示
- (3) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令
- (4) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知
- (5) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問

#### 3 物価統制令に基づく措置

- (1) 統制額を超える契約等に対する例外許可
- (2) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可
- (3) 物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査

- 4 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく措置
  - (1) 上記法律に基づく対応がなされる場合を除き、適正な価格による販売の勧告及び適正な価格での売渡し勧告
  - (2) 必要に応じて生活必需物資の価格動向調査の実施及び公表
- 5 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置  
県は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

## 第2章 避難住民等の生活安定措置

- 1 被災児童生徒等に対する教育  
県及び県・市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。
- 2 就労状況の把握と雇用の確保  
県及び市町村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

## 第3章 生活基盤等の確保のための措置

### 第1節 事業者等が実施する措置

- 1 ライフライン事業者が行う措置  
ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関、指定地方公共機関は、その所管するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しながら、拠点の分散や代替施設の整備等により代替性の確保に努めるものとする。
  - (1) 電気・ガス事業者が実施する措置  
電気・ガス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、電気・ガスを適切に供給するため、それぞれの国民保護業務計画に基づき、以下に例示する電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施するものとされている。
    - ① 電気・ガスの供給支障の予防に必要な措置
    - ② 県、市町村等関係機関との連携体制の確立
  - (2) 水道事業者等が実施する措置  
水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団

体は、その国民保護計画に基づき、以下例示する水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施するものとされている。

- ① 消毒、その他衛生上の措置
- ② 被害状況に応じた送水停止

## 2 運送事業者が実施する措置

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、以下例示する旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を実施するものとされている。

- (1) 施設の状況確認
- (2) 旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持

## 3 電気通信事業者が実施する措置

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、以下例示する通信を確保するために必要な措置を実施するものとされている。

なお、国民保護措置の実施に必要な通信の確保を優先的に行うものとされている。

- (1) 臨時回線の設定
- (2) 災害対策用設備の運用

## 4 医療事業者等が実施する措置

医療事業者等である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

## 第2節 公的施設の適切な管理

河川管理施設、道路、飛行場の管理者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、当該施設がその機能を十分に発揮されるよう、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努めるものとされている。

## 第4章 応急復旧措置の実施

県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、それぞれ国民保護計画又は国民保護業務計画の定めるところにより、協力して応急の復旧のための措置を講じることとされている。

### 第1節 県及び市町村

県は、以下により管理する施設等の応急復旧対策を実施する。

市町村は、以下の内容に準じて、市町村国民保護計画に応急復旧対策を定めるものとする。

#### 1 被害状況の把握

県は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

特に、水道施設やダムなど所管する生活関連等施設の被害状況について、重点的に把握する。

#### 2 応急復旧計画の策定

県は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定し、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、2次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努めるものとする。

#### 3 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡するものとする。

#### 4 国に対する支援要請

県は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

#### 5 業務の継続

県は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努めるものとする。

## 第2節 指定地方公共機関

ライフライン事業者等の指定地方公共機関は、国民保護業務計画の定めるところにより、以下の点について重点的な対策を講じて速やかな応急復旧対策を実施するよう努めることとする。

### 1 24時間体制の確保

被害状況の把握や応急復旧等を迅速、的確に推進するため、夜間や休日等を含めた体制の強化に努めることとする。

### 2 県国民保護対策本部等との連携強化

県国民保護対策本部等及び市町村国民保護対策本部等との連絡窓口を設けるなどして、連携及び情報交換に努めるものとする。

また、県警察、消防との連携及び情報交換に努めるものとする。

### 3 被害の復旧対策

各施設・設備ごとにすみやかに被害状況を掌握し、早期の復旧に努めるものとする。

### 4 広報活動について

新聞、テレビ、パンフレット等により、ガスや電気等の安全に関する知識を周知し、武力攻撃災害時における事故の発生防止に努めることとする。



## 第5編 財政上の措置編

## 第5編 財政上の措置編

### 第1章 損失補償等

#### 第1節 損失補償

- 1 県は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
  - (1) 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めるときに、物資を収用する場合
  - (2) 特定物資を確保するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を行う者に対して、物資の保管命令を命じた場合
  - (3) 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋、物資を使用する場合
- 2 県及び市町村は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
  - 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

#### 第2節 損失補てん

県は、県は、① 県対策本部長の総合調整、又は ② 避難住民の誘導又は復帰若しくは避難住民又は緊急物資の運送に係る知事による是正の指示に基づく措置の実施に当たって、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、当該損失を補てんしなければならない。

### 第2章 損害補償

- 1 県及び市町村は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その損害を補償しなければならない。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

  - (1) 避難住民の誘導及び復帰への協力
  - (2) 救援への協力
  - (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
  - (4) 保健衛生の確保への協力

- 2 知事は、要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その損害を補償しなければならない。

### 第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 県及び市町村は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。
- 2 県及び市町村は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県及び市町村は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

### 第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 1 国に対する負担金の請求方法  
県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。
- 2 関係書類の保管  
県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

### 第5章 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

- 1 国に対する負担金の請求等  
市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、市町村国民保護計画に定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。
- 2 損失補償及び損害補償  
国民保護法に基づき、市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、市町村国民保護計画に定めるものとする。

第 6 編 緊急対応事態  
対 処 編

## 第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して、着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が、直ちに起きるとは考えにくい、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において県が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

なお、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する市町村、当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関及び当該地域に所在する大規模集客施設の管理者等に対し通知及び伝達を行うものとする。

### 第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置

本県の地理的、社会的特性等を考慮し、発生する可能性が高い緊急対処事態として、以下のとおり3つを想定した。

この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県は具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。

#### 1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

#### 2 県緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、知事は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、県緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。

**【参考】**

## 用 語 集

## あ

### ● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

### ● 受入地域

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。

### ● NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

### ● NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

### ● 応援物資

県内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった物資のこと。

### ● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

## か

### ● 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

### ● 感染症指定医療機関

特定、第一種、第二種がある。特定は、新感染症やエボラ出血熱などの一類感染症の患者の治療を担当し、現在全国に2病院で6床ある。一種は、特定とほぼ同様で、全国に12病院で22床あり、二種はコレラなど二類感染症の患者を受け持ち、全国で300病院、1,700床ある。埼玉県内には第1種が1病院、第2種が4病院ある。

### ● 危機管理指針（埼玉県危機管理指針）

地震・風水害などの災害や、武力攻撃事態、大規模テロなどの緊急対処事態、SARSなどの感染症、金融機関の破綻など、様々な危機への対応について、基本的な考え方を定めたものである。

## ● 危機対策会議

危機（災害を含む）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、危機管理指針に基づき県に設置される会議のこと。

## ● 危機対策本部

災害、武力攻撃事態、緊急処理事態以外の危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、被害が甚大又は被害の拡大が予測されるなど、応急対策が複数部局の所管にわたり、その対策を一つの指揮命令のもとで総合的に実施する必要があるときに、危機管理指針に基づき県に設置される組織のこと。

## ● 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体型の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

## ● 救命救急センター

一般病院では治療できない重症救急患者の診療を、24時間体制で行う救急医療施設のこと。埼玉県内には6の救命救急センターがある。

## ● 緊急消防援助隊

阪神淡路大震災のように地元消防機関のみでは対処出来ないような大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。

## ● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

## ● 緊急処理事態対処方針

緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

## ● 緊急対処措置

緊急対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置

- (1) 緊急処理事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置。
- (2) 緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。

## ● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲



げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の「(2)」のことである。

### ● 緊急処理事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

### ● 緊急処理事態対策本部（国）

緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法16条）の規定は準用されない。

### ● 義援金等

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品のこと。

### ● 広域災害・救急医療情報システム

消防機関、医療機関などに情報端末を設置し、端末設置医療機関の診療応需情報や空きベッドの有無などを消防機関などに提供することにより、救急患者の迅速かつ的確な搬送を支援するシステムのこと。また、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、医薬品の備蓄状況等災害医療の情報収集、提供を行い、災害時における医療の確保を支援する。

### ● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

### ● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。

### ● 高規格救急車

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

### ● 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。 → ● ジュネーヴ諸条約

### ● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

### ● 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める

ものである。県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議することとなっている。また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

### ● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

### ● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

## さ

### ● 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。埼玉県では9病院を位置づけている。

### ● 災害時要援護者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者

例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

### ● 埼玉県危機管理指針 → ● 危機管理指針

### ● シェルター

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害(熱線、爆風、放射能汚染)から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

### ● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

### ● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定

されている。平成18年11月現在160機関が指定されている。

### ● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。

### ● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では平成17年11月現在、43事業者を指定している。

### ● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

### ● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

### ● 収容施設

避難所、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事が提供する施設。

### ● ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）  
＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）  
＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）  
＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。（なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される。）

### ● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

### ● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている。

## ● 対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

## ● 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

## ● 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

## ● ダーティーボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

## ● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

## ● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

## ● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。

→ ● 文民保護標章

## ● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

## ● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順

位を決めることである。

## は

### ● 八都県市

首都圏に位置する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市を総称して八都県市という。各都県の知事及び各市長が共同して広域的課題に取り組むため、八都県市首脳会議が設置されている。

### ● 非常通信協議会

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

埼玉県には、埼玉地区非常通信協議会が設置されており、総務省関東総合通信局を会長として、国の機関6、県関係2、市町村関係3、民間事業者13の計24機関で構成されている。

### ● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

### ● 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

### ● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

### ● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

### ● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく国に準ずるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

### ● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

### ● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を終結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

### ● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

## ● 武力攻撃事態等対策本部

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

## ● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

## ● 武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

## ● 文民保護標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

## ● 防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点と言い、県では、防災基地5、県営公園19（計画2）、防災拠点校38、舟運輸送拠点5（河川マリーナ、船着場）、大規模施設2（埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ）、防災学習センター、消防学校を位置づけている。

## ● 防災拠点校

防災活動拠点の一つであり、38の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。

## ● 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、2重化されている。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

**● 有事関連七法**

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。

この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連七法という。有事関連七法は、以下のとおりである。

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・ 自衛隊法の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

**● 要避難地域**

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。